

広告

2024年、相続・贈与が大きく変わる

相続税の非課税枠である基礎控除が2015年に縮小されたことにより、亡くなった人の数に対して遺族が相続税を負担する割合は4%台から大きく上昇した。22年には9.6%と約1割のケースで税負担が生じており、富裕層でなくても相続税対策が求められる時代になっている。24年は相続・贈与に関する大きな税制改正があり、対応するには専門家のサポートが欠かせない。そこで、今から取り組むべき相続対策、税制改正の対応について、代表税理士の清田幸弘氏にお話を伺いました。

生前贈与のルール改正で相続税対策の見直しも

2024年に大きく変わったのが「相続時精算課税」制度だ。18歳以上の子または孫が60歳以上の祖父母または父母から生前贈与を受けると、相続税の負担が軽減される。だが、相続税の負担が軽減されない。だが、相続税の負担が軽減されない。だが、相続税の負担が軽減されない。

相続税の対策につながる

今回の税制改正では相続時精算課税に年110万円の基礎控除が新設され、基礎控除の範囲内の贈与であれば、申告は不要で相続税への加算もされないこととなった。さらに、この制度を使

これを「生前贈与加算(相続財産への持ち戻し)」という

今回の税制改正で、27年1月1日以降の相続から持ち戻しの期間が徐々に延長され、31年1月1日以降の相続については7年となる。ただし、延長された4年間に受けた贈与財産については、相続財産の加算に際して100万円を差し引くことができる。

事業承継税制は計画提出期限延長

経営者には、自身の相続対策と事業承継対策の両方が必要となる。事業承継するに当たって後継者に自社株式を贈与・相続させる場合、それにかかる贈与税・相続税の負担が重くなる。事業承継税制の特例が設けられており、適用を受ける自社株式に対する贈与税・相続税が猶予され、一定条件を満たすと免除される。この特例の適用を受けるには都道府県に「特例承認計画」を提出しなければならない。今回の法改正でその期限が2年延長され、26年3月31日までとなった。

相続に詳しい税理士に相談するのが第一歩

相続対策や事業承継対策を考へるには税制改正に対する正しい知識と理解が求められる。相続に関するプロフェッショナルによるサポートは不可欠だ。相続に特化した専門家集団であるランドマーク税理士法人は、25年以上にわたって相続の相談に応じ、累計8千件超という国内トップクラスの相続税申告実績があり、スタッフは500名を超える。相続税額に大きく影響する不動産の評価にも専門のノウハウを持ち、司法書士・弁護士・不動産鑑定士などの専門家と連携して、相続に対する総合的な支援を行っている。

QuizKnock 主催 ハイスクールクイズバトル WHAT 2024

ランドマーク税理士法人は、高校生以下のクイズ大会を通して、「難しい税務知識を、より楽しく伝える・学んで頂けるように」という思いから、メインスポンサーに就任させていただきました。



主催のQuizKnock(クイズノック)は、東大クイズ王・伊沢拓司氏が中心となって運営する、エンタメと知を融合させたメディアになります。YouTubeチャンネル登録者は223万人を突破。(2024年6月時点)



今年度は相続時精算課税と暦年課税の双方に大きな見直しがあり、住宅取得等資金の贈与の特例も延長された。マイホームの新築・購入・増改築に充てる資金を祖父母や父母から贈与された場合、一定の要件を満たすと良質な住宅は1000万円まで、それ以外の住宅は500万円まで、贈与税が非課税になる。良質な住宅とは、一定の耐震性能、省エネ性能、バリアフリー性能のいずれかを有する住宅をいう。今回の改正で、この特例の適用期限が3年間延長されて26年12月31日までとなった。今年度は相続時精算課税と暦年課税の双方に大きな見直しがあり、住宅取得等資金の贈与の特例も延長された。

テリー伊藤とのコラボ番組配信中!

YouTube更新中
弊社税理士が最新の税務情報を解説!

定例セミナー開催 要予約 ※定例セミナーは月1回の開催です。

テーマ「相続2024年問題」

生前贈与に関するルール・マンションの評価方法、相続登記の義務化等の詳しい改正点や対策方法を解説します。

日時: 7月24日(水)14:00~16:00
(セミナー14:00~15:00 個別相談15:00~16:00)

会場: 新横浜セミナールーム
神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

随時開催 要予約
税務無料相談会

相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。当日はより具体的なご提案をさせていただくために、財産の概算額がわかるもの(メモ書きでも可)、固定資産税の課税明細書、確定申告書をお持ちください(要予約)。

日時: 毎週火曜日 ①9:30-10:30 ②13:00-14:00 ③16:00-17:00
会場: 東京丸の内事務所/前田駅前事務所/新松戸駅前事務所

日時: 毎週水曜日 ①9:30-10:30 ②13:00-14:00 ③16:00-17:00
会場: 新宿駅前事務所/横浜駅前事務所/大宮駅前事務所

日時: 毎週木曜日 ①9:30-10:30 ②13:00-14:00 ③16:00-17:00
会場: 池袋駅前事務所/武蔵小杉駅前事務所/新横浜駅前事務所

セミナー相談会のお問い合わせ、お申し込みは下記まで
TEL.0120-48-7271
平日9:00-18:00 土曜日9:00-18:00 日曜・祭日10:00-17:00
<https://www.landmark-tax.com/>

ランドマーク税理士法人は、相続相談2万5,000件、相続税申告8,500件超の実績を誇る、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に15拠点を展開。国税局OBなど500人を超える相続税に強い社員が相続をサポートします。初回の相談は無料です(60~90分)。

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします。

<p>杉山 貴紀 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>植松 務 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>永瀬 寿子 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>岡山 敦 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>大坂 裕彦 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>金子 守 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>清田 幸弘 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>小倉 正裕 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>石丸 司 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>押山 満 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>松下 豊 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>平塚 一成 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>	<p>清田 幸佑 税理士 公認会計士・税理士 相続・事業承継・資産承継の専門家として、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所を運営しています。</p>
---	--	---	--	---	--	---	---	--	--	--	---	---